

# 学校いじめ防止基本方針

青森県立弘前工業高等学校

平成26年	4月	作成
平成29年	4月	改訂
平成30年	4月	改訂
令和4年	2月	改訂

## 1 はじめに

本校は明治43年、県内初の「青森県立工業学校」として開設され、教育目標として、「真理と正義を愛し、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身共に健全なる人間を育成する」ことを目標に掲げ教育活動をすすめている。

工業高校として工業に関する基礎的、基本的な知識の習得と科学技術の体得を照応させつつ工業人としての「スペシャリスト」を目指して、科学の創造と発展に貢献する人間づくりを目指し、生徒たちが落ち着いて各自の目標に向かって勉学に励むことができる環境をつくり、人間の生き方・在り方の育成につとめている。

しかし近年、いじめを背景として高校生が自分の目標を達成することがままならず、自らの命を絶つという痛ましい出来事が発生している。更に当該生徒が在籍した高等学校の対応に対し、関係生徒の保護者だけでなく他の生徒や保護者などから学校に対する不信の声が大きくあがっており、このことは、極めて残念なことであるとともに、深刻に受け止めていかななくてはならない事実である。

文部科学省においては、いじめ対策を総合的に推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護並びにその健全な心身の成長及び人格の形成に資することを目的として、いじめ対策推進基本法を策定し、国としての指針を示した。その内容としては、

- (1) いじめが、いずれの学校のいずれの児童生徒等にも起こり得るものであることを踏まえて、いじめの未然防止を図ることを旨とするとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することができるようにすべきこと。
- (2) いじめは、児童生徒等の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることについて、児童生徒等が認識できるよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養い、及び自尊心を育むべきこと。
- (3) いじめに関する事案への対応においては、当該いじめを受けた児童生徒等の生命を保護すること及びいじめによりその心身に受けた影響からの回復を図ることが特に重要であることを認識すべきこと。
- (4) いじめを受けた経験を有する者の意見が反映されるようにするとともに、いじめを受けている者の立場に立ち、かつ、その置かれている状況に応じ、最大限に必要な配慮をすべきこと。

という基本理念の下、学校におけるいじめの未然防止策及び組織体制、関係諸機関との連携、いじめが発生した際の対応等が発表された。

今回の件を契機として、校長を中心とした一致協力体制を確認することが急務であり、教育委員会との連携を深めながら指導の徹底を図り、いじめの問題への更なる取組を勧めることにより、生徒・保護者に対する信頼を回復させなければならない。

そのためには、全教職員が、生徒が発しているサインを見逃すことがないように教師は「自分の学校や学級でもいじめが起きているかもしれない」という危機感を持って、常に生徒に接すること、教員相互の情報交換を行い、いじめ撲滅に向け努力しなければならない。「いじめは許さない」「いじめる側が悪い」という認識を生徒も教師も持つことが前提となる。

このことを念頭におき、下記に本校の基本方針を示し、いじめのない学校の実現を目指して学校経営を進めていきたいと考える。

## 2 本校の教育目標

- (1) 品性の陶冶に努め、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな生徒を育成する。
- (2) 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養う。
- (3) 真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

## 3 目指す学校像

- (1) 地域に愛され、信頼される開かれた学校
- (2) ものづくりの楽しさや素晴らしさを味わい、確かな工業技術を身に付けられる学校
- (3) 礼儀正しく、他人を思いやることができる豊かな心を育む学校
- (4) 学校行事や部活動へ積極的に参加して、強健な心身を育成する学校
- (5) 生徒一人一人の希望進路が実現できる学校
- (6) 生徒・教職員ともに個々の目標に挑戦する学校
- (7) 将来の拠点工業高校として責務を果たせるような学校

## 4 目指す生徒像

本校は、専門高校として、「ものづくり」に積極的・意欲的に取り組み、将来の目標を高く掲げ、夢の実現に向け、校訓である品性を磨き、勤労の精神を重んじ、常に最善をつくす生徒を求めている。

- (1) 志望する学科の内容に強い興味・関心を持ち、工業技術者を目指して意欲的に学ぶ生徒。
- (2) 勉学と部活動を両立できる強い意志と忍耐力を持っている生徒。
- (3) 高度な資格の取得を目指すチャレンジ精神が旺盛な生徒。
- (4) 学科の専門性を生かした大学等へ進学を希望する生徒。

## 5 本校のいじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしのほか、からかいなどの他、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめ等、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は、学校として大きな課題である。

そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向け日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

## 6 いじめとは

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

### (3) いじめの構造と動機

#### ①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

#### ②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。（東京都立研究所の要約引用）

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

### (4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り  
また、けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し、判断する必要もある。

## 7 いじめ防止の日常の指導体制及び重大事態への組織的対応

### (1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

- ・別紙1 ※いじめ防止委員会の設置

### (2) いじめ対応の基本的な流れ（フロー図）

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取り組みを以下の通りとする。

- ・別紙2 ※いじめ防止委員会が対応

## 8 いじめの予防

いじめの問題への対応ではいじめを起こさせないための予防的取り組みが求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

- (1) 学業指導の充実
  - ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
  - ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
- (2) 特別活動、道徳教育の充実
  - ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
  - ・ボランティア活動の充実
- (3) 教育相談の充実
  - ・学級担任による個人面談の定期的実施（4月、8月、12月、3月）
- (4) 人権教育の充実
  - ・人権意識の高揚
  - ・講演会等の開催
- (5) 情報教育の充実
  - ・専門科目「情報技術基礎」におけるモラル教育の充実
- (6) 保護者・地域との連携
  - ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本法等の周知
  - ・学校公開の実施

## 9 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要であり、生徒が何でも相談できる教師（担任等）との信頼関係の構築を図ることが大切である。

- (1) 早期発見のための手立て
  - いじめを早期発見するためには、アンケートや個人面談の実施など早期発見のための機会を設けることのほか、家庭地域との連携が大切である。
  - 加えて、児童生徒が気軽に相談できる環境をつくることが重要であることから、日頃から児童生徒をよく観察するとともに、積極的に関わりをもつことで信頼関係を構築することを心がける。
- (2) いじめられている生徒、いじめている生徒のサイン
  - ・別紙3
- (3) 教室・家庭でのサイン
  - ・別紙4
- (4) 相談体制の整備
  - ・相談窓口（保健部の教育相談担当者）の設置・周知
  - ・個人面談の定期的実施（4月、8月、1月、3月）
- (5) 定期的調査の実施
  - ・アンケートの実施（7月、12月、3月）
  - ・担任が各クラスのアンケートを回収し、内容を確認後、記述のあるものを生徒指導部に報告、提出する。
  - ・全てのいじめアンケートを実施後8年間、鍵のかかるキャビネットに保管する。

(6) 保護者から情報提供があった場合（訴えの聴き取りのポイント）

保護者が、学校へ思いを伝えようと行動を起こすまでには、様々な葛藤や迷いがあったことを考慮する必要がある。「問題を解決して欲しい」「子どもを守って欲しい」という思いが強いあまり、感情的な言い方になってしまう場合もある。また、一方的な主張や事実誤認がある場合もある。

そうした保護者の心情や訴えに対して、その場で「そんなことはないと思います」「それは事実と違います」等の否定的な回答をしても、受け入れてもらえなかったり、保護者のプライドを傷つけたりする結果となり、学校への不信を募らせるケースが多いことから、次のような手順で対応する。

■対応の手順

- ①保護者の話をさえぎらずに傾聴し、保護者の心情の理解に努める  
話の細部や事実関係にとらわれず、保護者の話を傾聴し、主訴（何を求めているのか）を捉えるとともに、心情理解に努める。
- ②心配や不安を与えたことに対する言葉がけと協力依頼を行う  
保護者の心情を察した言葉がけとともに、学校が主体的にいじめを解決しようとする姿勢を伝える。  
例)「お母様に、学校のことで不安な思いやご心配をおかけしたことについて、学級担任として申し訳ない気持ちでいっぱいです。解決したいと思いますので、詳しくお話を聞かせてもらってもいいですか。」
- ③保護者の持っている情報の確認をする  
重要な部分は、伝聞による情報（いつ、誰から聞いたか）、主観的情報（保護者自身の理解による情報）、客観的事実の3つの観点を区別して聞き取るようにする。
- ④調査事項や解決したい事項の確認をする  
何を調べてほしいのか、何を解決してほしいのかを両者で確認する。  
その際、学級でのアンケートの実施、情報源の告知の可否等、調査にあたっての要望等も確認しておく。
- ⑤回答期日の見通しを伝える  
どの程度の期間で回答できるのか、見通しを伝える。
- ⑥協力への御礼を述べる

■留意事項

- ①以下のような発言は慎む  
「先月のことなので、わからないと思いますよ」  
「気のせいだと思いますよ」  
「そんなことないと思いますが、とりあえず調べて見ます」
- ②保護者から、いじめの認知に関する同意や判断を求められても、断定的な言い方や推測で話さない

(7) 情報の共有

- ・報告経路の明示、報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引き継ぎ

## 10 いじめへの対応

### <<いじめ対応の基本的な流れ>>



#### I いじめ情報のキャッチ

- (1) いじめに関する本人からの訴え及び周囲からの通報、教職員の目撃等で、いじめ情報をキャッチした場合は、いじめの内容について、聞き取り等を行い、情報を記録する。また、パソコンや携帯電話を使用してSNS等での誹謗中傷、なりすまし、特定生徒の個人情報掲載もいじめである。

##### 確認する内容

- いじめの内容（いつ、どこで、だれが、だれに、何を、どのように）
- 本人の場合は、心身の状況等確認（ケガやあざ、現在の気持ち）
  - ・苦痛に感じていることは何か。
  - ・具体的にどんな行為をやめてほしいのか。
  - ・今後いじめる児童生徒とどのような関係でいたいのか。
  - ・学校生活の中で配慮してほしいことは何か。等
- この情報を知っている人（観衆・傍観者、保護者等）

##### ◆留意事項

- ① 周囲に気づかれず、落ち着いて話ができるように場所や時間について配慮する。廊下や教室等、周囲の者に見られる可能性のある場所は避ける。
  - ② 訴え又は通報してくれた思いや勇気について、しっかりと受け止めて対応する。「よく教えてくれたね。先生はうれしいよ。」
  - ③ 通報者を全力で守ることを伝え、安全を確保する。
  - ④ 聞き取り記録を残す。（聞き取り日時、聞き取りした者、通報者等、聞き取り内容）
  - ⑤ 本人である場合は、その日のうちに保護者連絡を原則とする。
- (2) 確認した内容を次の人へ確実に連絡する。  
学年主任、生徒指導主事（主任）、ハートフルリーダー（いじめ防止推進教師）、教頭
- (3) 校長の意を受け、ハートフルリーダーは、早急に「いじめ防止委員会」を開催し、いじめの調査、認知及びその後の事案対処について話し合いをもつ。

##### ◆留意事項

- ① 被害児童生徒及び通報者を守る観点から、緊急いじめアンケートを実施して、情報収集する方法も考えられる。この場合も、被害児童生徒及び通報者への説明を十分に行い、理解を得た上で実施する。

## <<いじめ対応の基本的な流れ>>



### II 組織的な実態把握

「(調査のための) いじめ対応の組織」による対応【別紙2 フロー図の①～⑤】

- (1) キャッチした情報を組織の中で共有し、共通理解を図る。
- (2) 関係者の絞り込みや聞き取りのポイント等を確認する。また、聞き取り班の編成や保護者連絡等、役割分担を決める。
- (3) 聞き取りのための体制を確認し、聞き取りを実施する。

#### 【聞き取り一斉の原則】

聞き取りは、児童生徒一人一人を個別に行うことを原則し、できるだけ一斉に行う。

聞き取りは、被害児童生徒、加害児童生徒の順に行う。

特に、加害児童生徒が複数いる場合に十分な計画のもとに聞き取りを行う。

#### 確認する内容

- 聞き取りする内容を確認 (いつ、どこで、だれが、だれに、何を、どのように)
- 場所 (周囲の者に気づかれずに聞き取りできる場所を確保する。  
※不測の事態を考慮し、2階以下の場所を使用する。)
- 時間 (緊急時以外は、放課後の時間を利用する。)
- 担当者 (機械的に担当者を決めるのではなく、児童生徒との関係性を考慮して決める。全職員体制で担当者を決める。)

#### ◆留意事項

- ①関係する児童生徒の帰宅が遅くなる可能性がある場合は、事前に家庭連絡をする。その場合も、帰宅時間の見通しを伝え、その時間前に聞き取りを終える。
- ②聞き取りの前に、用便、水分補給等について確認する。
- ③指導と聞き取りは切り分けて行う。事実確認を終える前の指導的な発言は、決めつけにつながり、信頼を損なう。
- ④加害児童生徒が複数いる場合は、相互の聞き取りについて突き合わせを行い、食い違う点や不明な点を確認する。確認を終えるまでは合流させない。

- (4) 聞き取り内容から事実確認を行い、いじめとして認知するかどうかを組織として決定する。

■ 聴取結果の整理の例

いじめ事案に係る聴取結果整理表					
	対象者	青森太郎	青森花子	青森次郎	青森菊子
	聴取日	令和元年9月1日	令和元年9月1日	令和元年9月1日	令和元年9月2日
	聴取時間	15:00～16:00	15:00～16:00	15:00～16:00	16:00～16:40
	対応者	山田教諭	山川教諭	山本教諭	山本教諭
	場所	相談室 A	音楽準備室	相談室 B	相談室 B
確認事項 1	5月10日 5校時の運動会練習の際、A君に対して太郎君と花子さんが後方から石を投げつけた。	A君の後ろに座っていた。石を地面に向かって投げた記憶はあるが、A君に向かって投げた記憶はない。花子さんは、石を投げていない。	太郎君は私の隣に座っていた。太郎君がA君に向かって石を投げているのを見た。A君に当たったのを見て、笑ってはいけなかったが、つい笑ってしまった。私は石を投げていない。	A君に向けて、小石を投げたのは、太郎君と花子さんではないかと思うが、投げたところを見たわけではない。ただ、A君に当たると、二人でクスクス笑っているのを見た。	誰が投げたかわからないが、A君に当たったのは見た。その後で、太郎君と花子さんがクスクス笑っているのを見た。
確認事項 2	5月10日 6校時の運動会練習の際、A君に対して後方から太郎君が「お前、消えろ」と言った。	自分は絶対に言っていない。	私は、聞いていない。		

明らかにすべき事項について、関係者から聞き取った情報をもとに、例のような表を作成するなど、聴取内容をまとめる。こうした聴取結果整理表から、組織としてどのように判断したかを調査結果（教育委員会の定める様式等）に記載する。

- (5) 議事録を残す。（開催日時、出席者、案件、決定事項等）  
 (6) 関係者の保護者に対して、聞き取りにより確認した内容を家庭訪問または電話等で説明する。（※家庭訪問は複数で対応する）

■ 保護者等へ説明する際の留意点

調査結果については、被害加害双方の保護者に報告することになるが、その後に争いになることのないよう、十分な説明を行う必要があること。\*

調査結果を曖昧にして、再発防止に力点を置いた説明は、被害加害双方の保護者から理解を得られないこと。

いじめの事実が確認できない場合も、単に「確認できなかった」と伝えるのではなく、どのような調査を実施したのか、調査の過程をしっかりと説明して、主体的に事実を明らかにしようとした学校の姿勢を伝えること。

- (7) 教育委員会へいじめ事案発生（場合によっては「いじめの認知」）の一報を入れる。  
 ※各教育委員会の規定に従って報告する。

※ いじめ防止対策推進法第二十三条5項の定めにより、学校は、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置を講じる必要がある。

## <<いじめ対応の基本的な流れ>>



### III 指導方針・体制の決定

「(指導・支援のための) いじめ対応の組織」による対応【別紙2 フロー図の⑥】

(1) いじめの解消に向けた指導・支援のための計画について協議する。

次のことについて、指導・支援の内容と担当者を決めていく。

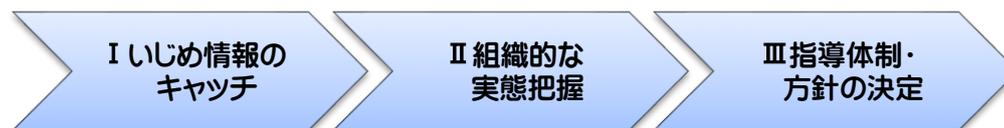
- 重大事態にあたる事案であるかの検討
- 被害児童生徒及び保護者への対応（支援内容、担当者）
- 加害児童生徒及び保護者への対応（指導・支援内容、担当者）
- 周囲の児童生徒への対応（指導内容、担当者）
- 関係機関等への支援要請の検討（要請の内容、担当者）
- (小中学校) 出席停止等の検討
- (高校) 懲戒処分等の原案検討
- 報告書の作成・提出（担当者）

#### ◆留意事項

- ①被害児童生徒が安心して学べるよう、必要に応じて、加害児童生徒の別室指導等も検討する。
  - ②学校として謝罪の場を安易に設定しない。被害児童生徒、加害児童生徒及び保護者の状況を把握し、十分協議の上で行う。ただし、加害児童生徒の保護者の意思で謝罪を行う場合は、学校として妨げるものではない。
- (2) 「臨時職員会議の開催」(全職員体制で早急に対応する必要がある場合)  
次の内容について全教職員に伝達・情報共有する。
- 聞き取りにより確認した内容
  - 今後の対応策と役割分担
- (3) 議事録を残す。(開催日時、出席者、案件、決定事項等)

### いじめの事案対応は、最優先の業務です！

いじめ情報のキャッチから指導体制や指導方針を決定するまでは、**即日に対応すること**を原則とする。



特に、被害児童生徒及び保護者は、不安な気持ちであることから、今後どのように対応していくかについて、その日のうちに電話または家庭訪問で伝えるなど不安軽減に努める。

## <<いじめ対応の基本的な流れ>>



### IV 組織的な指導・支援

被害児童生徒及び加害児童生徒の指導・支援については、対応班を組織し、相互の担当で連携して対応していく。また、対応班は必要に応じていじめ対応の組織の開催を要望し、情報共有を行うとともに、指導方針等について指示を受ける。

#### (1) 被害児童生徒への支援

- 今後の対応について、本人の要望を十分考慮して支援していく。
  - ※謝罪受け入れの意思、加害児童生徒との付き合い方、教室環境への配慮等
- 本人の不安（疎外感、孤立感等）の払拭に努め、教職員等が支えることを約束する。
- 定期的な面談の実施を確認
  - ※週1回程度から始め、状況に応じて間隔を空けていく。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア

#### ◆留意事項

状況に応じて、被害児童生徒、通報者を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

#### (2) 被害児童生徒の保護者への対応

- 今後の見守りや支援について理解と協力を求める。
  - ※家庭訪問等、対面で伝えた方がよい場合は、電話で了解を得る
  - ※被害児童生徒が複数の場合は、学校で説明することを検討する
- 今後の対応について、要望を聞き取る
  - ※謝罪の場の設定、定期的な電話連絡等

#### ◆留意事項

- ①不安や心配を抱かせたことに対し、学校として謝罪をする。  
「心配をお掛けし、申し訳ありませんでした。」
- ②学校の対応方針をしっかりと伝え、理解を得た上で、協力を依頼する。
- ③家庭訪問は複数の職員で対応する。また、電話や家庭訪問した際の記録（時間、対応した相手、主なやりとりの内容等）を残す。

#### (3) 加害児童生徒への指導・支援

再発防止に向けた指導・支援を心がける

- 自己の問題点に気づかせる指導を心がける。
  - 毅然とした指導とともに、できるだけ本人に発言させ、対話的に指導する。
- 本人なりの解決策を考えさせ、解決に向けた支援をしていく姿勢を伝える。
- 今後の生活に向けた目標・決意を持たせる。
- 定期的な面談の実施を確認
  - ※週1回程度から始め、状況に応じて間隔を空けていく。

◆留意事項

- ①叱責や説諭にとどまらず、振り返りの時間を計画的に積み重ね、真に反省に至るよう粘り強く指導する。
- ②加害児童生徒の置かれた環境や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童生徒の心情も理解した上で指導する。
- ③加害児童生徒の言動をしっかりと見極め、形式的な謝罪にならないよう粘り強く説諭する。

(4) 加害児童生徒の保護者への対応

- 今後の指導・支援について、理解と協力を得る
  - ※家庭訪問等、対面で伝えた方がよい場合は、電話で了解を得る
  - ※加害児童生徒が複数の場合は、学校で説明することも検討する
- 今後の対応について、要望を聞き取る
  - ※謝罪の場の設定、定期的な電話連絡等

◆留意事項

- ①軽微ないじめほど、保護者の納得を得られない場合が多い。説明する際に「法に照らし、いじめであるかどうか」という議論に陥らないよう配慮する。あくまでも、その行為が「他者を傷つけている」という点に焦点を当て説明する。  
※こうした状況を避けるためには、年度始めに「学校のいじめ防止対策」について、保護者に対して丁寧に説明しておくことが重要である。
- ②保護者としての怒り、失望、自責の念が生じることを理解する。保護者の気持ち追いつめられると、防衛的あるいは攻撃的な態度となることがある。子どもの良さや今後の変容への期待を伝えたり、保護者の苦労や努力を認めたりしながら対応する。特に、加害児童生徒がいじめの事実を認めない場合には、主観的な推測を挟まず、相互の事実認識を正確に伝える。

(5) 周囲の児童生徒への対応

- 被害児童生徒や保護者の意向を確認して対応する
- 観衆や傍観した児童生徒に対して、問題の関係者として事実を受け止めさせる
- 再発防止に向け、今後の対応を教師と児童生徒で共有する

● 好ましくない対応

中には心を痛めながらも傍観者の立場にいた者もある。なぜ先生は気づかないのかと感じていた者もいるかもしれない。そのような中で、教師の指導が正義をふりかざすような表面的な説諭や感情的な主張に終始すれば、禁止的な指導としか映らず、結果的に子どもの心に届かなかったり、子ども自身の主体的な問題解決能力につながらなかつたりする。

● 学級（ホームルーム）全体の問題とすることが不適当な場合

- ・ 本人の秘密にしたい事象が明かされ、孤立が深まるおそれがある場合
- ・ 学級（ホームルーム）内の信頼関係、学級（ホームルーム）の自浄能力が不十分で、問題の解決にとって効果がないと考えられる場合
- ・ 本人や保護者が学校や担任に不信感を抱いている場合

## いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ① 被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。  
この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定します。
- ② いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。  
被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要があります。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければなりません。

※「解消」を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を続けることが大切です。

例えば、同じ集団の中でいじめが潜在化し、ターゲットが変わりながら継続することも考えられます。

## 11 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
  - ・ 生徒が自殺を企図した場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
  - ・ 身体に重大な障害を負った場合
  - ・ 高額の金品を奪い取られた場合
- ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
  - ・ 年間の欠席が長期間（30日程度）に及ぶ場合
  - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

### (2) 重大事態時の報告・調査協力

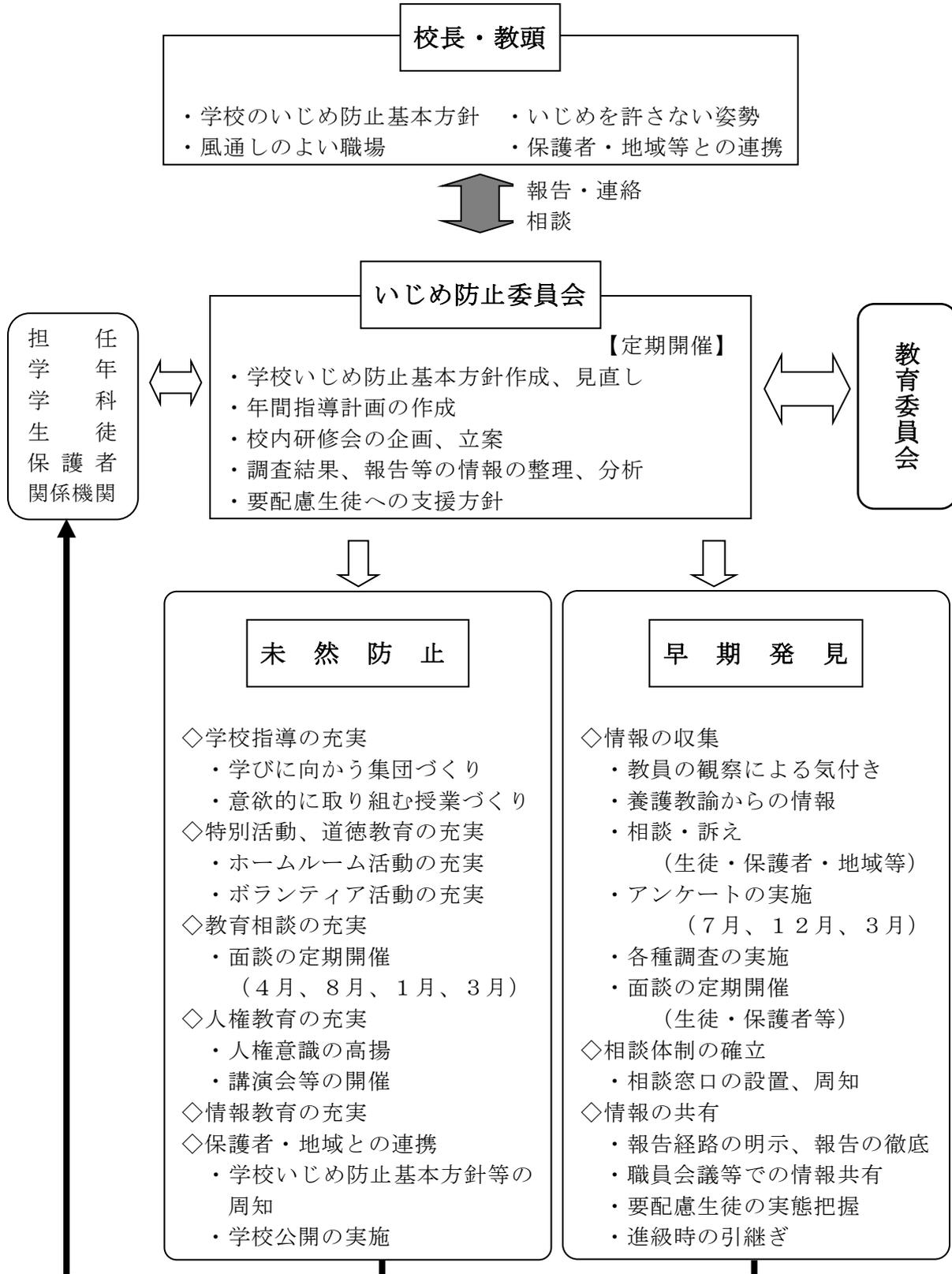
学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、いじめ対策組織（専門家を含む）を設置して生徒及び保護者に適切な対応を行う。また、県教育委員会が設置した場合は、調査資料などの情報提供を行う。

## 12 いじめ防止対策への評価

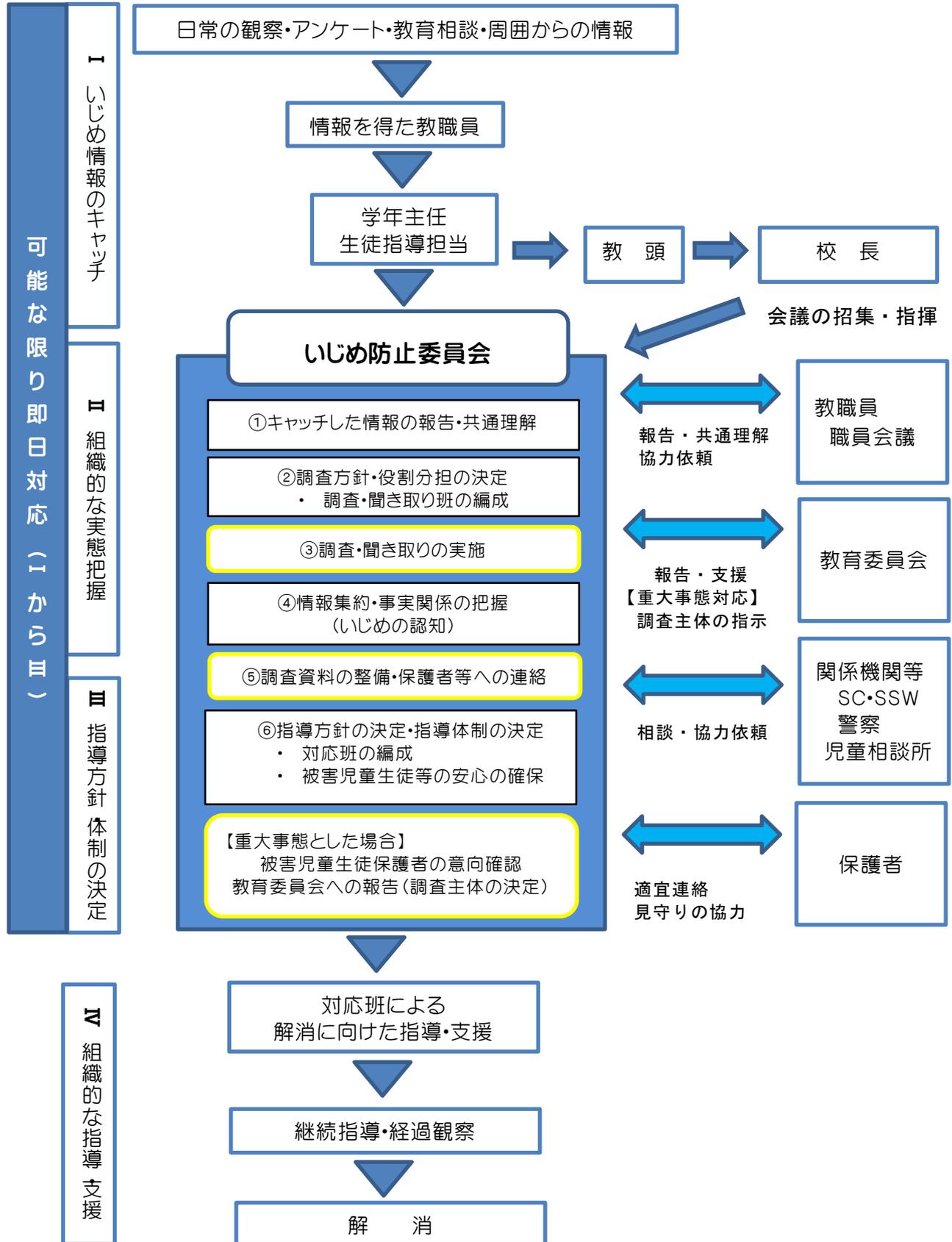
学校におけるいじめ防止等のための取組状況（アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況等）を以下の方法で評価し、次年度への取組改善を図る。

- (1) 教員間における校内総括評価
- (2) 保護者対象の学校評価アンケート
- (3) 学校評議員会

## 日常の指導体制（未然防止・早期発見）



## いじめ対応の基本的な流れ(フロー図)



## 別紙 3

### 1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員が目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登 校 時 朝のSHR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遅刻、欠席が増える。その理由を明確に言わない。</li> <li>・教員と視線が合わず、うつむいている。</li> <li>・体調不良を訴える。</li> <li>・提出物を忘れたり、期限に遅れる。</li> <li>・担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。</li> </ul>
授 業 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健室、トイレに行くようになる。</li> <li>・教材等の忘れ物が目立つ。</li> <li>・机周りが散乱している。</li> <li>・決められた座席と異なる席に着いている。</li> <li>・教科書、ノートに汚れがある。</li> <li>・突然個人名が出される。</li> </ul>
休 み 時 間 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁当にいたづらをされる。</li> <li>・昼食を教室の自分の席で食べない。</li> <li>・用のない場所にいることが多い。</li> <li>・ふざけ合っているが表情がさえない。</li> <li>・衣服が汚れていたりしている。</li> <li>・一人で清掃している。</li> </ul>
放 課 後 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。</li> <li>・持ち物がなくなったり、持ち物にいたづらされる。</li> <li>・一人で部活動の準備、片付けをしている。</li> </ul>

### 2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

	サ イ ン
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。</li> <li>・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。</li> <li>・教員が近づくと、不自然に分散したりする。</li> <li>・自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。</li> </ul>

## 別紙 4

### 1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン	
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 嫌なあだ名が聞こえてくる。</li><li>・ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。</li><li>・ 何か起こると特定の生徒の名前が出る。</li><li>・ 筆記用具等の貸し借りが多い。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 壁等にいたずら、落書きがある。</li><li>・ 机や椅子、教材等が乱雑になっている。</li></ul>

### 2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン	
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校や友人のことを話さなくなる。</li><li>・ 友人やクラスの不正、不満を口にすることが多くなる。</li><li>・ 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。</li><li>・ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。</li><li>・ 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。</li><li>・ 不審な電話やメールがあったりする。</li><li>・ 遊ぶ友達が急に変わる。</li><li>・ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。</li><li>・ 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。</li><li>・ 登校時刻になると体調不良を訴える。</li><li>・ 食欲不振・不眠を訴える。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学習時間が減る。</li><li>・ 成績が下がる。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。</li><li>・ 自転車がよくパンクする。</li><li>・ 家庭の品物、金銭がなくなる。</li><li>・ 大きな額の金銭を欲しがる。</li></ul>

## 学校いじめ防止プログラム

時期	実施内容等	場面	対象	主管
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針の確認と共通理解</li> <li>いじめ防止委員会の開催（第1回）</li> <li>ホームルーム活動（人間関係/ルールづくり）</li> <li>「いじめ防止対策」の説明及び啓発</li> <li>個人面談</li> <li>生徒指導部（拡大分掌）会議</li> </ul>	職員会議 特別委員会 学級活動 参観日 放課後 放課後	教職員 教職員等 生徒 保護者 生徒 教職員	教頭 ハートフルリーダー 学年 生徒指導部 学年 生徒指導部
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームルーム活動（いじめ関係）</li> <li>生徒指導部（拡大分掌）会議</li> </ul>	学級活動 放課後	生徒 教職員	学年・生徒指導部 生徒指導部
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>全校ボランティア活動</li> <li>街頭巡回指導（登校指導）</li> <li>生徒指導部（拡大分掌）会議</li> </ul>	学校行事 登校時 放課後	生徒 生徒 教職員	特別活動部 P T A 生徒指導部
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめに関するアンケート（第1回）</li> <li>いじめ防止委員会の開催（第2回）</li> <li>学校評議員会の開催（第1回）</li> <li>生徒指導部通信の発行（長期休業中の生活）</li> <li>生徒指導部（拡大分掌）会議</li> </ul>	学級活動 特別委員会 特別委員会 放課後	生徒 教職員等 教職員等 生徒/保護者 教職員	生徒指導部 ハートフルリーダー 教頭 生徒指導部 生徒指導部
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人面談</li> <li>ネット犯罪防止標語の応募</li> <li>街頭巡回指導（ねふた祭り巡回）</li> <li>生徒指導部（拡大分掌）会議</li> </ul>	放課後 学級活動 放課後	生徒 生徒 生徒 教職員	学年 生徒指導部 P T A 生徒指導部
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員研修（校内）</li> <li>生徒指導部（拡大分掌）会議</li> </ul>	放課後 放課後	教職員 教職員	ハートフルリーダー 生徒指導部
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導部（拡大分掌）会議</li> </ul>	放課後	教職員	生徒指導部
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>街頭巡回指導（下校指導）</li> <li>生徒指導部（拡大分掌）会議</li> </ul>	下校時 放課後	生徒 教職員	P T A 生徒指導部
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめに関するアンケート（第2回）</li> <li>いじめ防止委員会の開催（第3回）</li> <li>生徒指導部通信の発行（長期休業中の生活）</li> <li>生徒指導部（拡大分掌）会議</li> </ul>	学級活動 特別委員会 放課後	生徒 教職員等 生徒/保護者 教職員	生徒指導部 ハートフルリーダー 生徒指導部 生徒指導部
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校評価アンケート（保護者）</li> <li>学校総括評価会議</li> <li>個人面談</li> <li>生徒指導部（拡大分掌）会議</li> </ul>	各家庭 放課後 放課後 放課後	保護者 教職員 生徒 教職員	教務部 教務部 学年 生徒指導部
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校評議員会の開催（第2回）</li> <li>生徒指導部（拡大分掌）会議</li> </ul>	特別委員会 放課後	教職員等 教職員	教頭 生徒指導部
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人面談</li> <li>いじめに関するアンケート（第3回）</li> <li>いじめ防止委員会の開催（第4回）</li> <li>生徒指導部（拡大分掌）会議</li> </ul>	放課後 学級活動 特別委員会 放課後	生徒 生徒 教職員等 教職員	学年 生徒指導部 ハートフルリーダー 生徒指導部